

(登壇) 私は議案第112号米子市・会見町合併協議会規約を定める協議について、この議案に対し、以下6点にわたる理由によって一議員の立場で原案可決に反対をし、否決を求めて討論をいたします。

討論を始めるに当たり、この案件は御案内のとおり米子市と合併を希望される会見町の住民の皆さんが法手続に従い、一たん法定数以上の署名を集め住民投票を請求をするも、会見町選挙管理委員会の不親切から請求手続が無効とされ、改めて法定必要数の8倍を超える署名を集められ、合併協議会設置を請求されているものであります。法律と民主主義ルールにのっとり、請求されている皆さんの熱意と努力に最大限の敬意を表するものであります。

これより理由に入ります。

理由のまず1点目であります。これは時間がないことと、3月議会でこの案件は一たん米子市議会でも議決をしておりますが、そのときとは事情が異なっているということでもあります。この議案は本市が4月に淀江町と合併協議会を設立をし、既に合併協議を重ねている一方で、会見町との合併を並行して協議しようとするものであります。会見町は本年1月に西伯町と合併協議会を設立をし、来年10月を目標に合併協議を既に11回にわたり重ねているところであります。スケジュール的には来年3月に合併協定が調印をされ、続く3月議会でその合併協定を承認、6月県議会で県議会がそれを承認をし、続く国に申請をし告示、10月1日に新町発足というふうに聞いております。市長が示した会見町との合併協議会設立の最短期日は本年12月末とのことでもあります。実質、会見、西伯の合併協定承認までの3カ月間、市が実質協議期間がないということになります。この短い期間に会見町の方が変わるのかということでもあります。到底時間がないものと考えます。また、合併協議会をつくったとしても事務局に100人でも200人でも職員を配置してもこれはかなうことはできません。つまり、政治体制が変わらなければ変わらないということでもあります。また、本議会3月定例議会で会見町との合併協議会設置が可決されたときと今回とでは、淀江町と既に具体的な合併協議を行っている現在とでは根本的に事情が違うのであります。総務省が示した合併スケジュールモデルからすれば、淀江町との協議も既に6月以上もおこなっている現状が一方であるからであります。

第2点目であります。会見町議会ないし町長のリコールに発展しないと協議会の合体があり得ないということでもあります。市長の説明の中の可能性を追求するということを考えるとき、2つの合併協議会の合体が必要になってくるわけですが、改めてそのときには米子市、淀江町、会見町それぞれの議会で3市町による協議会設立の議決を要するにもかかわらず、現在の会見町の9対2で西伯町との合併を推進している議会構成から議決されることは非

常に難しいと考えざるを得ません。ことはすぐれて政治的な問題であります。この会見町の政治的勢力構成が変わらなければ、すなわち町長ないし議会のリコールが起こらないと協議会の合体は果たせないと、こういうことになります。裏を返せば、米子市は会見町にそれを期待をするということにつながるといふことであります。

第3点目であります。きのう告示、9月14日投票の淀江町の選挙にいかなる影響も与えてはならないということであります。淀江町では町長、町議のダブル選挙の投票が予定をされております。今回の選挙は御案内のとおり、米子市の合併問題が一番の争点となっております。予断を許さない状況であります。淀江町と合併協議を続けながら一方で会見町との協議会をつくるのが、どちらかの陣営にプラスあるいはマイナスに働く可能性があると思えば、大変大きな問題と考えるからであります。

4点目であります。むだな投資をすべきでないということであります。財政的にも650万円の協議会の負担金、あわせて5ないし6人の協議会の事務局人件費というものは決して少ない金額ではありません。収税課を初めとする滞納整理業務や児童家庭課での育児相談を初めとするますます複雑化する各種の相談業務など、要員増を必要としている部署を放置したまま、極めて低い可能性を求めて協議会に要員を配置するという合理性がないと考えるからであります。

第5点目であります。合併特例法期限切れ後に、20万都市を目指す合併第2段階での大きな障害となる可能性があるということであります。極めて可能性は低いと考えますが、仮に会見町の政治勢力構成が変わり、米子、淀江、会見合併協議会が実現したとき、これまで合併協議を真剣に行ってきた西伯町に極めて厳しい遺恨が残ることになりはしないでしょうか。このことは特例法期限切れ後に次の合併が議論されるとき、大きな障害として残る可能性が非常に高いと考えます。

6点目であります。西部圏域全体が将来的に1つになるためにも、合併特例法の期限内に確実な1歩を歩み出す必要があるということであります。米子市は前森田市長、議会と思いを同じくして西部全市町村に対し合併を呼びかけました。しかし、意は淀江町以外に通じず、米子市の呼びかけに応じたのは淀江町だけでありました。この審議を重んじ、現在の淀江町との合併を最優先をし、どのような町をつくっていくのか真剣に議論をし、市民にもそれを訴えるべきではないでしょうか。生活圈と行政圏を同じくするために西部圏域が第2段階で合併の方向を見出すためにも、合併特例法の期限内に着実に合併の一步を記す道をとるべきではないでしょうか。

以上、6点の理由をもって原案に反対し、否決を求める討論といたします。